

# 東京都介護職員 宿舎借り上げ支援事業

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を助成します

～ 令和4年度より助成対象を拡充 ～



# 東京都介護職員 宿舎借り上げ支援事業について

公益財団法人東京都福祉保健財団では東京都からの補助金を受け、介護事業者に対して職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を助成する事業を実施しています。

令和4年度より福祉避難所要件に該当しない事業所への支援を拡充しました。

令和3年度	
災害時対応要件	福祉避難所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等
助成上限戸数	利用定員数に応じ 最大20戸
助成率	7/8

福祉避難所要件を満たすことが難しかった  
在宅系サービスの事業所にも支援を拡充

令和4年度見直し後			
災害時対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービス提供等)	不要
申請区分	(ア) 福祉避難所	(イ) 災害時協定締結事業所	(ウ) 災害要件なし事業所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱に定める介護保険サービス事業所(2ページ参照)		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大20戸		
助成率	7/8		1/2

## 1. 目的

都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

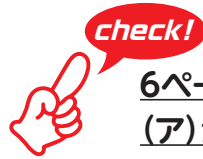
## 2. 助成規模

6,847戸分

## 3. 助成対象

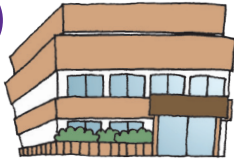
### 対象事業所

都内に所在する介護保険サービス<sup>\*1</sup>事業所で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事業所とします。



6ページの「申請区分確認フローチャート」で  
(ア)から(ウ)のいずれに該当するか確認してください。

(ア)



#### (ア) 福祉避難所

区市町村長による福祉避難所の指定を受けている、又は、区市町村と福祉避難所として協定を締結している事業所

(イ)



#### (イ) 災害時協定締結事業所

(ア)以外の事業所で、区市町村と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認や避難所等での介護サービスの提供等を行う事業所

(ウ)



#### (ウ) 災害要件なし事業所

(ア)又は(イ)以外の事業所

ただし、地域密着型サービス事業所及び共生型サービス事業所<sup>\*2</sup>と、国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除きます。

<sup>\*1</sup> 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・訪問介護・通所介護・居宅介護支援の各サービス及び、介護予防を含む次のサービス：訪問入浴介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護

<sup>\*2</sup> 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスを運営している事業所

### 対象法人

対象事業所を運営する法人

### 対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員及び計画作成担当者です。ただし、当該事業所の法人の役員は除きます。なお、上記(ア)及び(イ)に定める事業所に勤務する対象入居者は、災害対策上の業務に従事する職員とします。

## 4. 主な助成要件 助成金の申請区分により助成要件が異なります。

(ア)

- ・借り上げている宿舎が、事業所の周辺(半径10キロメートル圏内)にあること
- ・対象入居者は災害対策上の業務に従事する職員であること

(イ)

(ウ)

- ・法人が借り上げた宿舎に対象入居者が入居していること
  - ・対象入居者は法人の役員ではないこと
  - ・対象入居者には住居手当を支給しないこと
- また、同居人がいる場合、その同居人も住居手当を受給していないこと

## 5. 助成対象経費

平成28年度以降新たに助成対象法人が借り上げた宿舎に対して助成対象法人が支出した、当該年度における介護職員の宿舎借り上げに係る経費(賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料等)が対象です。

ただし、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引きます。

## 6. 助成額

助成対象経費と助成基準額(1戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に下記の助成率を乗じた金額を助成します。

◇本事業では、法人負担額が必ず発生します。

〔助成率〕

(ア)

(イ)

7/8

具体例は7ページをご参照ください



(ウ)

1/2

具体例は8ページをご参照ください

## 7. 助成対象戸数

1事業所当たり\*の助成対象戸数は、事業所の利用定員数に応じて下表に定める戸数を上限とします。(最大20戸)

利用定員数	0	41	51	61	71	81	91	101	111	121	131	141	151	161	171	181	191
	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	
上限戸数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																	

\*同一法人の運営する助成対象事業所が同一建物内に複数ある場合は、それらの利用定員数を合算して上限戸数を算出します。



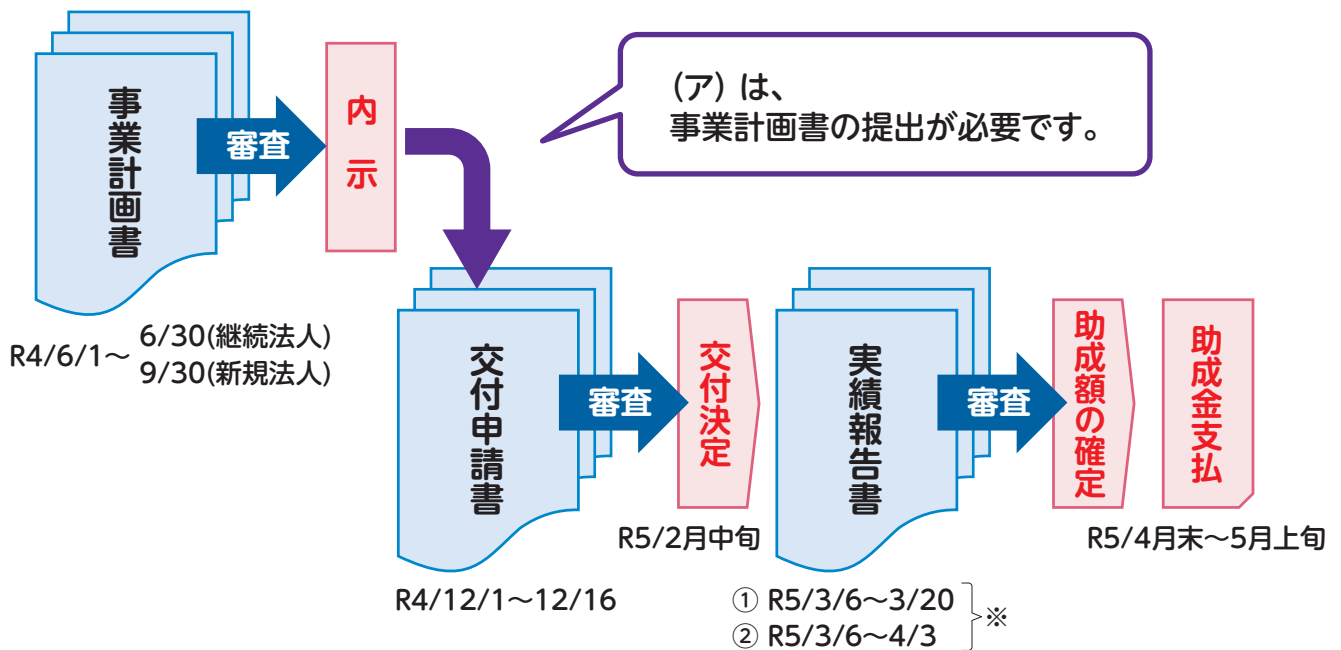
## 8. 助成対象期間

1戸当たりの助成対象期間は4年間を上限とします。

ただし、平成28年度から平成31年度に本事業を申請した宿舎については、令和2年度を助成対象期間の始期とします。  
また、新規募集は令和5年度までの予定です。

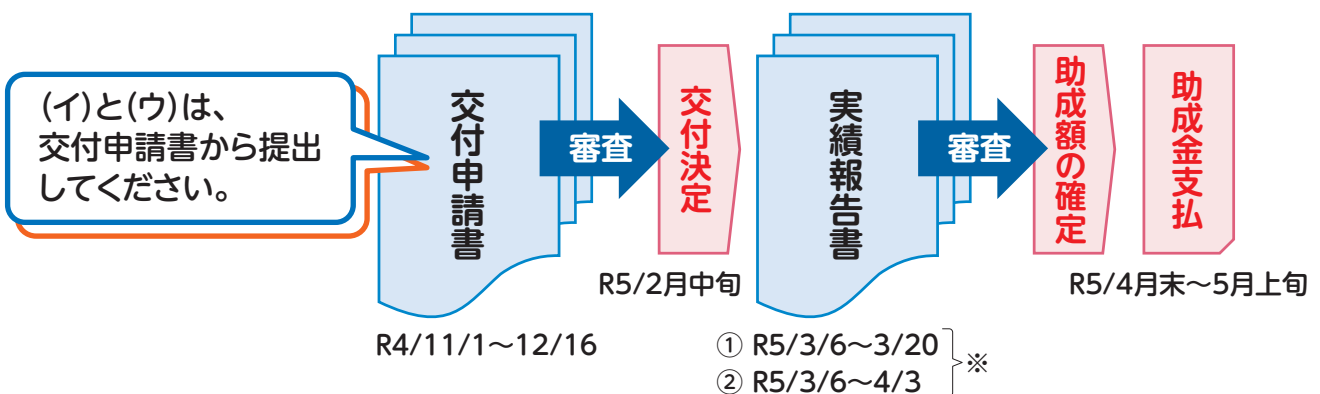
## 9. 実施スケジュール 助成金の申請区分により実施スケジュールが異なります。

### (ア) 「福祉避難所」



### (イ) 「災害時協定締結事業所」

### (ウ) 「災害要件なし事業所」



※実績報告書の提出締切日は、法人によって異なります。  
①当該年度の賃料等の支払いが2月までに完了する法人  
②当該年度の賃料等の支払いが3月に完了する法人

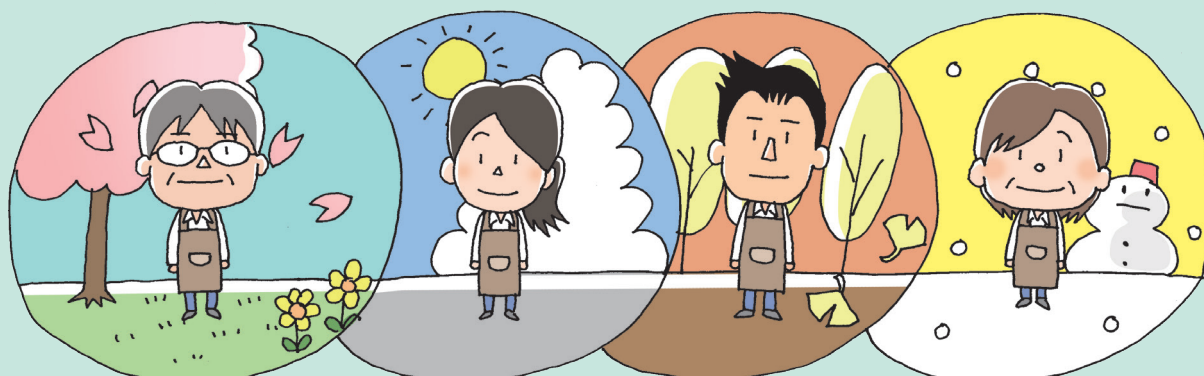
## 10. 提出書類

実績報告までの間には、下記の書類が必要です。また、必要に応じて、その他の書類提出をお願いすることがあります。

なお、様式・書式はホームページに申請区分ごとに掲載します。申請にあたっては該当する申請区分のものをダウンロードのうえご使用ください。

提出書類	申請区分		
	(ア)	(イ)	(ウ)
事業計画書◆	○	—	—
交付申請書◆	○	○	○
実績報告書◆	○	○	○
法人の印鑑証明書(原本)	○	○	○
「福祉避難所」協定書等(写し)	○	—	—
「災害時協定」協定書等(写し)	—	○	—
令和4年4月1日時点の事業所運営規程(写し) ※5戸以上申請する場合のみ提出	○	○	○
賃金台帳(写し)	○	○	○
賃貸借契約書(写し)〔法人と貸主間のもの〕	○	○	○
住民票(写し)	○	○	○
雇用確認書	○	○	○
誓約書◆	○	○	○
経費払込照合表	○	○	○
借りに係る経費支払書(振込明細等の写し)	○	○	○
実績報告時雇用状況等報告書	○	○	○
助成金請求書◆	○	○	○
振込先口座の通帳表紙及び表紙裏面(写し)	○	○	○

◆は、法人印(実印)が必要な書類です。





# 〔申請区分確認フローチャート〕

東京都内で以下の介護保険サービスを運営している

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・訪問介護・通所介護・居宅介護支援の各サービス及び、介護予防を含む次のサービス：訪問入浴介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護

◇地域密着型サービス事業所及び共生型サービス事業所と、国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除きます。

はい

いいえ

区市町村長による福祉避難所の指定を受けている、又は、  
区市町村と福祉避難所として協定を締結している事業所である

対象外のため  
申請できません

いいえ

区市町村と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認  
や避難所等での介護サービスの提供等を行う事業所である

はい

いいえ

福祉避難所

(ア)



助成率7/8

災害時協定締結事業所

(イ)



助成率7/8

災害要件なし事業所

(ウ)



助成率1/2

【令和3年度から変更なし】

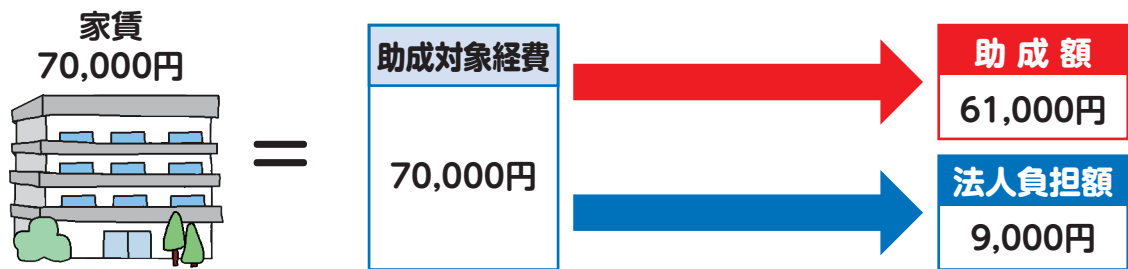
【令和4年度拡充部分】



ホームページ掲載の「対象事業所及び申請区分について」のQ&Aもあわせてご確認ください。

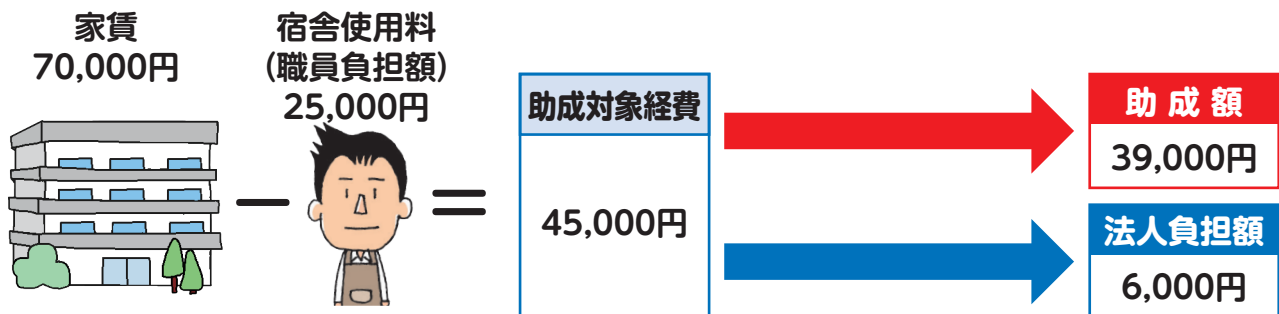
(ア) (イ) 助成額の計算方法(助成率7/8)

〔例1〕家賃70,000円の全額を対象法人が負担している場合



◆ 助成対象経費70,000円に7/8を乗じた61,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は9,000円(70,000円-61,000円)となります。

〔例2〕家賃70,000円のうち入居者から宿舍使用料を徴収している場合



◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、家賃70,000円のうち職員負担額が25,000円であるため、助成対象経費は45,000円となります。助成対象経費45,000円に7/8を乗じた39,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は6,000円(45,000円-39,000円)となります。

〔例3〕助成対象経費が助成基準額82,000円を超過している場合



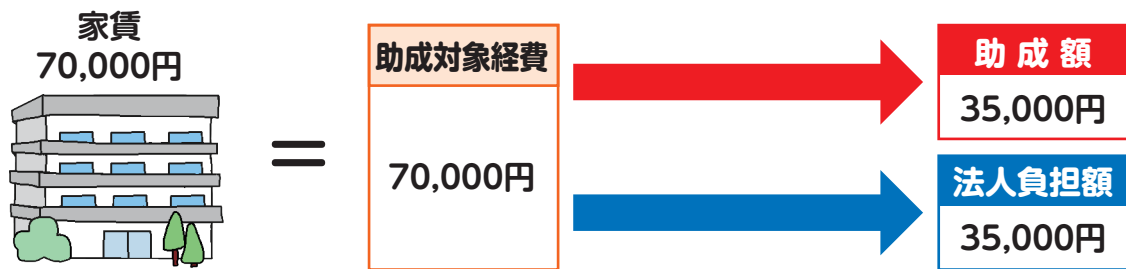
※助成基準額82,000円を超過した経費は法人負担額となります。  
100,000円-82,000円=18,000円

◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が20,000円であるため、助成対象経費は100,000円となります。当該助成対象経費と助成基準額82,000円を比較し、少ない方の額82,000円に7/8を乗じた71,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は29,000円(100,000円-71,000円)となります。



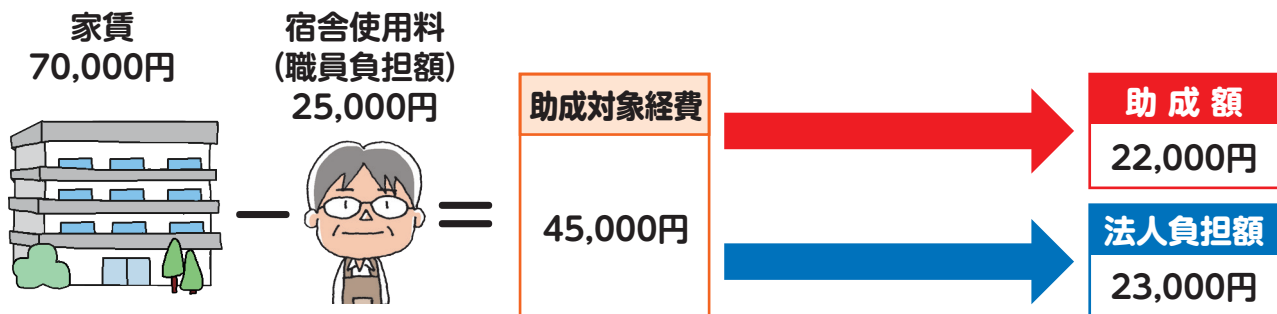
## (ウ) 助成額の計算方法(助成率1/2)

### 〔例1〕家賃70,000円の全額を対象法人が負担している場合



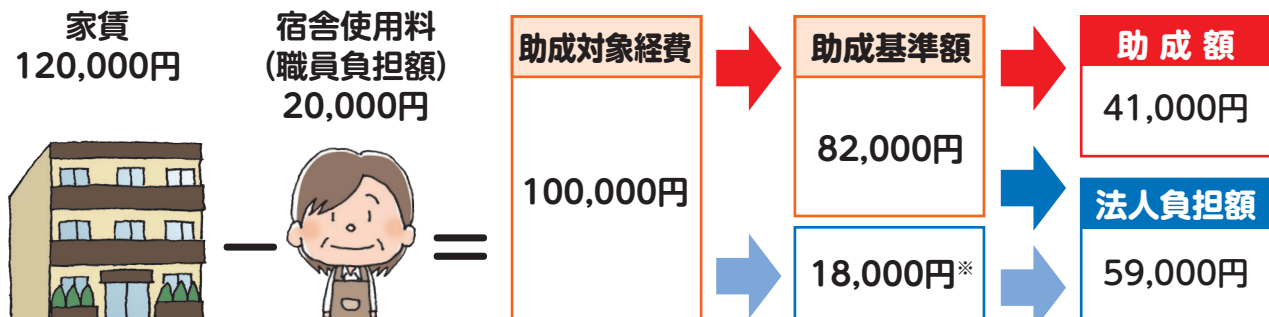
- ◆ 助成対象経費70,000円に1/2を乗じた35,000円が助成額となり、法人負担額は35,000円(70,000円-35,000円)となります。

### 〔例2〕家賃70,000円のうち入居者から宿舍使用料を徴収している場合



- ◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、家賃70,000円のうち職員負担額が25,000円であるため、助成対象経費は45,000円となります。助成対象経費45,000円に1/2を乗じた22,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は23,000円(45,000円-22,000円)となります。

### 〔例3〕助成対象経費が助成基準額82,000円を超過している場合



※助成基準額82,000円を超過した経費は法人負担額となります。  
100,000円-82,000円=18,000円

- ◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が20,000円であるため、助成対象経費は100,000円となります。当該助成対象経費と助成基準額82,000円を比較し、少ない方の額82,000円に1/2を乗じた41,000円が助成額となり、法人負担額は59,000円(100,000円-41,000円)となります。

# よくあるご質問

**Q.** (ア)福祉避難所とはどのようなものですか？

**A.** 災害時に区市町村からの要請により高齢者等の要配慮者を受け入れることとする旨の協定を締結している事業所のことをいいます。なお、福祉避難所協定の締結に係るご質問については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。

**Q.** (イ)災害時協定締結事業所とはどのようなものですか？

**A.** 災害時に「利用者の安否確認」と「避難所等での介護サービスの提供」の両方を行うこととする旨の協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、介護事業者の連絡会や協議会等と締結している場合があります。なお、災害時協定の締結に係るご質問については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。

**Q.** 令和4年9月1日に区市町村と災害時協定を締結する予定です。4月から8月分までを(ウ)災害要件なし事業所、9月分以降を(イ)災害時協定締結事業所とし、両方の申請区分により申請することはできますか？

**A.** 申請できません。当該年度中は、1つの事業所につき申請区分(ア)・(イ)・(ウ)のいずれか1つでの申請となります。上記の例では、(イ)・(ウ)のどちらかを選択し、申請を行ってください。ただし、上記の例で(イ)として申請を行う場合は、協定を締結した9月分以降についてのみ申請してください。

**Q.** 助成対象期間中に対象入居者の変更または宿舎の変更を行った場合でも、引き続き助成対象として認められますか？

**A.** 退職等の事由により入居者に変更となった場合や、転居又は契約更新ができない等の事由により宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は令和2年度以降に助成対象と認められた月を起点として4年(48月)までとなります。つまり、助成開始と同時に助成終了月が決まります。

**Q.** 非常勤職員は対象となりますか？

**A.** 非常勤職員は常勤職員に準じた勤務形態※であれば対象となります。  
ただし、(ア)福祉避難所または(イ)災害時協定締結事業所で申請する場合は、当該職員が災害対策上の業務に従事する者である必要があります。

※ 当該非常勤職員の実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上

**Q.** 現在該当の介護職員がいませんが、今年度中に採用して、借り上げ宿舎に居住する予定です。この場合、申請はできますか？

**A.** 申請区分(ア)福祉避難所で申請する場合は、事業計画書の段階では未定として申請できます。ただし、交付申請時までに宿舎・入居者のいずれかを決めていただく必要があります。申請区分(イ)災害時協定締結事業所及び(ウ)災害要件なし事業所で申請する場合は、令和4年度は交付申請からの書類受付となります。そのため、交付申請時までに宿舎・入居者のいずれかを決めていただく必要があります。

なお、いずれの場合も、職員が未入居の期間は助成対象外となります。

**Q.** 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？

**A.** お見込みのとおりです。  
職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。

**Q.** 令和4年4月分の賃料は令和4年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度(令和4年度)の助成金の対象となりますか？

**A.** 対象となります。  
当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月(前年度)に支払った場合も、助成対象とします。ただし、経費支払書には今年度の経費であることが明記されていることが必要です。



**【お問い合わせ先】**

**公益財団法人東京都福祉保健財団**

**事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当（介護）**

〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階

TEL 03-3344-8548 FAX 03-3344-7281

**【ホームページ】**

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

